

## 議第57号

三島市都市計画税条例の一部を改正する条例案

**第1条** 三島市都市計画税条例（昭和31年三島市条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第14項を附則第15項とする。

附則第13項中「第19項」を「第20項」に改め、同項を附則第14項とする。

附則第12項中「附則第4項及び第6項」を「附則第5項及び第7項」に、「附則第4項及び第7項」を「附則第5項及び第8項」に、「附則第5項、第7項及び第8項」を「附則第6項、第8項及び第9項」に、「附則第7項から第9項まで」を「附則第8項から第10項まで」に、「附則第9項」を「附則第10項」に、「附則第10項」を「附則第11項」に改め、同項を附則第13項とする。

附則第11項中「附則第9項」を「附則第10項」に改め、同項を附則第12項とする。

附則第10項を附則第11項とし、附則第9項を附則第10項とする。

附則第8項中「附則第4項」を「附則第5項」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第7項中「附則第4項」を「附則第5項」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第 6 項中「附則第 4 項」を「附則第 5 項」に、「にあつては」を「には」に改め、同項を附則第 7 項とする。

附則第 5 項中「にあつては」を「には」に改め、同項を附則第 6 項とする。

附則第 4 項を附則第 5 項とし、附則第 3 項の次に次の 1 項を加える。

(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

4 法附則第15条の11第 1 項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第 2 項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第 2 条第 2 項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15

項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。) (個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別
- (4) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日
- (6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

## 第2条 三島市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

附則第2項(見出しを含む。)中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改める。

附則第3項(見出しを含む。)中「附則第15条第45項」を「附則第15条第44項」に改める。

附則第14項中「、第42項、第44項若しくは第45項」を「若しくは第42項から第44項まで」に改める。

## 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の三島市都市計画税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成29年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

平成30年6月12日提出

三島市長 豊岡 武士